

ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度の 廃止



ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度を廃止します。

令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更になることに伴い、ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度を廃止する。[認証施設数:1,996件(4/24時点)]

1 名 称

ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度

2 制度の概要

令和3年度から、県内のホテル・旅館等、旅館業法の許可施設に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、宿泊施設等の安全で安心な受入体制を強化することを目的として実施している。

書類審査と現地審査を行い、定期的な空気の入れ換えや密を防ぐシステムなど感染症対策が講じられているかを確認し、基準を満たしていると認められる施設には、認証書及び認証ステッカーを交付している。

3 廃止の理由

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の位置づけが5類に変更になることに伴い、国の基本的対処方針及び業種別ガイドライン等も廃止される。

今後の感染症防止対策については、各事業者や団体の自主的な取組に移行するため、同日にふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度を廃止する。

4 備 考

・全国旅行支援(今こそしずおか元気旅)については、参加宿泊事業者の要件から、「ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度の登録施設であること」を除外する。

・既に登録している施設は、ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度廃止後も対象施設として取り扱う。

・新規登録を希望する施設は、4月27日(木)から元気旅事務局申請フォームにて、5月8日以降登録分の受付を開始する。



